古賀市広報紙有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、古賀市広報紙(以下「広報」という。)への有料広告(以下、広告)掲載に関し、古賀市広告掲載事業に関する基本要綱(平成20年9月告示第128号。以下、「基本要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告画像の規格)

- 第2条 広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) サイズ 縦39mm、横90mm
 - (2) 形式 Adobe社InDesign、Illustrator、Photoshop、PDFのデータ もしくはMicrosoft社Word、Excelで作成されたデータ(文字データの場合の み)

もしくはJPEG、TIFFの画像ファイル(サイズをあわせたもののみ)

- (3) 色 2色(黒、シアンもしくは黒、マゼンダ)
- 2 広告は、閲覧者が広報紙の一部であるかのように混同することを防ぐため、次に掲げる表現を含んではならない。
 - (1) 広報紙と酷似している色調及び字体を使用するもの
 - (2) 読者が市の事業者であると錯誤しやすいもの
 - (3) 事業者の名称又は商品名及びサービス名称が書かれていないもの
- 3 この条に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告事業主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置並びに枠数は、市長が定める。

(広告の取り扱い)

第4条 広告の募集は、市又は市に広報こが広告取扱指定代理店承認申請書(様式第1号)で申込を行い、広告掲載に関する契約を締結した者(以下「指定代理店」という)が行う。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報、市ホームページ、事業所への情報提供などにより行う ものとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、古賀市広報紙有料広告掲載申込書(様式第2号)により、申し込むものとする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、申込者が複数月の掲載を希望するときは、希望月数に応じて掲載を承諾することができるものとする。

- 2 広告の掲載を開始する日及び終了する日は、市長が定める。 (広告掲載の選定)
- 第8条 申込は、市への到達が早いものを優先するものとする。 (広告掲載の決定)
- 第9条 広告掲載の可否は市長が決定する。

(広告掲載料)

- 第10条 広告の掲載料金(以下「広告掲載料」という。)は、古賀市もしくは指定 代理店が定める額とする。
- 2 指定代理店は、市が指定する期日までに、市が指定する方法で納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第11条 申込者は、第2条に定める規格で作成された画像データ(以下「広告原稿」という。)を市又は仲介事業者が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。
- 2 広告原稿は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。 (申込者の責務)
- 第12条 申込者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 申込者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の 内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して 保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、申込者 の責任及び負担において解決することとする。

(広告事業者の申出による広告の変更)

- 第13条 申込者は、2か月以上継続して広告掲載するときは、広告画像の変更を求めることができる。
- 2 申込者が変更しようとする場合には、古賀市広報紙有料広告変更申込(届出)書 (様式第3号)もしくは指定代理店の指定の様式により、申し出なければならな い。

(広告内容等の変更)

- 第14条 市長は、広告の内容、デザイン(以下「広告の内容等」という。)が基本 要綱もしくはこの要領に抵触していると判断したときは、申込者に対して広告の内 容等の変更を求めることができる。
- 2 申込者は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行 うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者及び指定代理店へ の催告その他何らの手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消し、又は各号 に掲げる事由が解消されるまでの期間広告掲載を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告事業者が行わないとき。
- (4) 広告事業者、広告の内容等がこの要領に抵触する場合において、前条の規定による広告の内容等の変更によっても解消できないとき。
- (5) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の変更・取り下げ)

- 第16条 申込者は、自己の都合により取り下げをすることができるものとする。
- 2 申込者は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、古賀市広報 紙有料広告変更申込(届出)書(様式第3号)もしくは指定代理店の指定する様式 により市に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第17条 申込者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付 済みの広告掲載料を当該広告事業者に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額 の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。 (所管)
- 第18条 この要領に関する庶務は、総務部経営戦略課が所管する。 (その他)
- 第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則
- この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

広報こが広告取扱指定代理店承認申請書

年 月 日

(宛先) 古賀市経営戦略課長

広報こが広告取扱指定代理店の承認を申請します。

承認をいただきましたら、「古賀市広告掲載事業に関する基本要綱」及び「古賀市広 報紙有料広告掲載に関する取扱要領」を尊守し、広告募集業務を行います。

申請区分		新規	継続		
古賀市競争入札参加資 格の有無		有	無		
商号又は名称					
所在地	Ŧ				
代表者職·氏名				届出印	印
担当部署・担当者氏名					
電話·FAX	電話:		FAX:		
Eメール					

古賀市広報紙有料広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 古賀市長

(申込者) 所在地名称代表者職氏名

古賀市広報紙への有料広告掲載について、次のとおり申し込みます。

掲載を希望する期間	年	月号から) :	年	月号まで (か月間)	
掲載を希望する枠数						
連絡担当者	担当者職氏	名				
	電話番号					
	FAX番号					
	メールアド	レス				
広告事業者の概要						
(業種等)						
広告の内容						
(内容審査のため、広告						
画像の素案を別途添付し						
てください。)						
古賀市内における事務所	申込者が市	外で事業	美所等:	が古賀	買市内にある場合は、記	入し
又は事業所の所在地	てください。	0				
	〒 -					
古賀市競争入札参加者資	有資格者名	簿への記	己載が	あるも	っのをチェックしてくだ	さ
格審査等における有資格	<i>V</i> ′°					
者名簿への記載の有無	□建設工事	□測	量・コ	コンサ	ルタント □物品・役務	Š
備考	□市が市税	の滞納の	確認	を行う	うことに同意します	

※申し込みに当たっては、関係法令、古賀市広告掲載事業に関する基本要綱、古賀市 広報紙有料広告掲載取扱要領を遵守します。

第3号様式(第13条第2項及び第16条第2項関係)

古賀市広報紙有料広告変更申込(届出)書

年 月 日

(あて先) 古賀市長

(広告事業者) 所在地 名称 代表者職氏名

古賀市広報紙の有料広告掲載について、先に提出した古賀市広報紙有料広告掲載申込書(様式第1号)の記載事項を変更します。

変更事項	□申し込みの取り消し					
	□申し込み事項の変更					
	(変更事					
	由:)				
変更日	年 月 日					